

米軍関係者による交通事故（R4.11.8）に係る部内対応の検証について

令和5年1月24日

京丹後市

1 経過等

- 8日火（11月。以下同様）：事故発生。その後、匿名で電話受信（事故あり、米軍関係者ではないかの旨）、9日水午前：近畿中部防衛局に事実関係の確認。
⇒同日午前、近畿中部防衛局から、「8日に物損事故発生。連絡会で件数を報告すれば足りる案件」との報告受。市長まで共有（午後）
- 11日金夜（観測的情報（立話）、14日月午前、19日土午後（具体情報（電話））：第三者より情報提供あり。これを受け、17日木午後、21日月午前、近畿中部防衛局に当該第三者からの情報提供の内容を含め改めて事実関係の確認。
⇒21日午後、近畿中部防衛局から改めて「物損事故。連絡会での件数報告案件」と報告受。
- 22日火午前、近畿中部防衛局から「車両と歩行者が接触する事故。歩行者が負傷したとの報には接していない」との情報報告受。
⇒同日午後に市長共有。直ちに近畿中部防衛局長に詳細確認と件数案件でなく個別案件として報告を要請。及び、市役所として日本側当事者の情報を得て速やかに訪問すべく当該第三者との連絡調整を指示。
以降、27日当該第三者面会、28日近畿中部防衛局来庁、30日安安連での報告

2 検証と今後の運営改善

（検証）

- 11日までの時点はもとより、11日・14日の情報を経た21日の時点までは、近畿中部防衛局に対し再度再度の確認を行うも「物損事故」との報告・回答に止まり、接触事故との情報もなかったため、件数報告の処理案件との判断に留まったままだった。
- しかしながら、振り返れば、ケガはなくても接触事故なら初めての事案であり、その場合の社会的影響の大きさ、及びそれ以上に、その場合には今後万一の重大事故の発生を未然・万全に防ぐため事故防止の徹底を行うべき必要性を踏まえれば、
⇒ 接触人身事故の可能性の情報に接した14日以降の時点で、
 - 近畿中部防衛局との間の意思疎通の一層の徹底
 - 市長はじめ庁内全体で速やかな情報共有をすべき。

（今後の運営改善）

- 検証内容、報告等ルールについて、改めて、市長、副市長はじめ関係職員間で認識を徹底し、連絡会で整理した「考え方」に沿った透明性のある対応をしっかりと確保する。